

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部農業振興課 No.004

処 分 名	農用地利用規程の変更の認定
処 分 の 概 要	農用地利用改善団体が、既に認められた農用地利用規程を変更しようとするときには、市の認定を受ける必要があります。市がこの規定を認定し公告することによって、その農用地利用規定は有効なものとなり、農用地利用改善団体は農用地利用改善事業を実施することができることとなります。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 4 項において準用する第 23 条第 3 項及び第 6 項
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	農業振興課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

(農用地利用規程の変更等)

第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(農用地利用規程)

第二十三条

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- 二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- 二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- 三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

- 一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- 二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。